

府立支援学校の生徒の就労支援に係る連携・協力に関する協定書

大阪府教育委員会（以下「甲」という。）と株式会社D&I（以下「乙」という。）とは、相互に連携・協力を図ることにより府立支援学校の生徒の就労支援に係る取組を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携・協力することによって、府立支援学校生徒の職業意識を醸成し、就労に向けた支援の充実を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条に定める目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- (1) 職業体験に関する事項
- (2) テレワーク実習に関する事項
- (3) その他本協定の目的に沿う事項

2 前項に掲げる事項（以下「連携・協力事項」という。）について効果的に実施するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとし、具体的な実施事項については、甲乙の協議の上、決定するものとする。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結日より1年間とする。ただし、協定の有効期間の終了1か月前までに甲又は乙のいずれか一方から何らの意思表示をしないときは、この協定はその有効期限の翌日から1年間更新されたものとし、以後も同様とする。

（解約）

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1カ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（個人情報の保護）

第5条 甲及び乙は、本協定内容の履行に際して、個人情報を取り扱う際には、個人情報保護の重要性に鑑み、大阪府個人情報保護条例に基づき、取り扱うものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、業務の遂行中に知り得た秘密を連携・協力事項を実施するために必要な場合を除き、第三者に開示・漏えいしてはならないものとする。

（疑義等の決定）

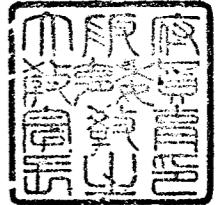
第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じたときは、甲乙の協議の上、これを決定するものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和元年9月19日

甲 大阪府教育委員会
代表者 教育長

鶴井 隆行



乙 東京都千代田区神田錦町三丁目3番地
株式会社D&I
代表取締役

杉本 大祐

